

神戸市ゴルフ協会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、神戸市ゴルフ協会（以下「本協会」という）と称する。

第2条（事務局）

本協会の事務局は、神戸市に置く。

第3条（目的）

本協会は、生涯スポーツとしてのゴルフの普及と発展に努め、ゴルフを通じて地域交流を広め、会員相互の親睦と健全な心身の育成を図り、併せて神戸市の産業や観光の振興に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

本協会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各種協議会の開催
- ② 幅広い年齢層へのゴルフ愛好者拡大と会員相互の親睦
- ③ ゴルフを活用した青少年の健全育成
- ④ ゴルフに関連した地域活性化事業の調査、研究及び推進
- ⑤ その他、本協会の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第5条（会員）

1. 本協会は、本協会の趣旨に賛同する正会員と賛助会員で構成する。
2. 正会員は法人及び団体で入会金3万円を添えて入会申込書を理事長に提出し、理事会で承認するものとする。
3. 賛助会員は個人で入会申込書を理事長に提出しなければならない。
入会金は特に徴収しない。
4. 賛助会員は議決権を有しない。
5. 本協会を退会しようとする者は、理事長に退会届を提出するものとする。

第6条（会費）

本協会の会費は、正会員の年会費は3万円とし、賛助会員の年会費は1万円とする。

第7条（処分）

会員が本協会の名誉を傷つける行為、又は本協会の目的に反する行為がある場合は、理事会において除名その他の処分をすることができる。

第8条（役員）

本協会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事 若干名（内1名を会計、1名を書記担当とする）
- ④ 監事 2名

第9条（役員の選出）

1. 役員は総会において選出する。
2. 会長及び副会長は理事会において選任する。
3. 会計担当理事及び書記担当理事は会長が推薦し、理事会の承認を得る。

第10条（役員の任務）

1. 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 会計は、本協会の会計事務を執行する。
4. 書記は、議事録の作成及びその他書類作成の事務を執行する。
5. 監事は、事業及び会計を監査する。

第11条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補充役員の任期は前任者の任期期間とし、増員役員の任期もこれに準じる。

第12条（名誉職及び相談役、顧問）

本協会に名誉会長、名誉副会長及び相談役、顧問を置くことができる。これらは会長が委嘱し理事会の承認を得ることとする。

第3章 会議

第13条（会議）

本協会の会議は、年次総会、臨時総会、理事会、委員会とする。

第14条（総会）

1. 総会は、毎会計年度終了後2か月以内に理事長が招集し、決算及び事業報告、予算及び事業計画の承認並びに本規約の改正を決議する。議長は会長が務める。
2. 役員の選任を決議する。
3. 正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
4. 可否同数の場合は議長のするところによる。

第15条（理事会）

1. 理事会は会長、副会長、理事及び監事で構成する。
2. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。
3. 理事会は、理事の過半数をもって成立する。なお、書面をもって出席に代えることができる。
4. 理事会は、目的達成のため本協会の運営に関する事項の企画立案と執行にあたる。
5. 理事会は、総会に掲げる議案を審議する。
6. その他、会長が必要と認めた事項を審議する。

第16条（委員会）

1. 本協会に委員会を設け、理事会において決定した事項の運営にあたる。
2. 委員会の委員は、会員の中から理事会で選出し、委員長は互選とする。
3. 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

第4章 会 計

第17条（経費）

本協会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- ① 入会金及び会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ 助成金及び寄付金
- ④ その他の収入

第18条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

第19条（補則）

この規約に定めたるもののはか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の承認のうえ、会長が別に定めることができる。

（附則）この規約は、2020年4月1日から施行する。